

【ポスター発表】

障害児者の移動支援事業の実態に関する研究

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 相馬 大祐 (6655)

村岡 美幸 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園・5262) 森地 徹 (日本社会事業大学社会事業研究所・5673)

田中 正博 (国立重度知的障害者総合施設のぞみの園・7603)

キーワード：社会参加 移動支援事業 地域生活支援事業

1. 研究目的

2003年の支援費制度制定により、障害者の自立生活と社会参加の推進を目的として居宅生活支援の中に移動介護が位置づけられた。その後、2006年に制定された障害者自立支援法では、障害福祉サービスが自立支援給付と地域生活支援事業に分類され、移動支援事業は地域生活支援事業の必須事業となった。地域生活支援事業は、市区町村、都道府県が地域の特性や障害者の状況に応じて柔軟に実施するものであるが、その反面、市区町村間で格差を生む可能性が指摘されている。移動支援事業で言えば、谷口が兵庫県内の実態調査から地域格差の要因を検証している(谷口 2010)。全国的な実態としては、厚生労働省によって「地域生活支援事業の実施状況」の中で、2009年3月時点の都道府県別の実施状況などが公表されているが、2009年以降は公表されていない(厚生労働省 2010)。

そこで、本研究では、移動支援事業の実態を明らかにするため、先行研究から得た以下の4つの仮説を検証することを目的とした。(1)移動支援事業には地域格差が存在する、(2)障害児を対象を限定した場合、移動支援は日中一時支援や児童デイサービスの代替補完の役割を担っている、(3)移動支援を利用している人は、65歳以上の人も存在する、(4)移動支援事業所の課題としては、従事者不足があげられる。

2. 研究の視点および方法

研究方法の概要は以下の表1の通りである。

表1 調査概要

調査名	方法	対象数	回収率
市区町村悉皆調査	質問紙を郵送配布, 郵送回収	1750市区町村	70.0%
事業所アンケート調査	質問紙を郵送配布, 郵送回収	417事業所(11都道府県14市)	22.3%
事業所ヒアリング調査	ヒアリング調査	11事業所	—

3. 倫理的配慮

本調査を実施するに当たり、市区町村悉皆調査、事業所アンケート調査については、日本社会福祉学会研究倫理指針に則り、市町村名、事業所名を特定できないように匿名化す

るなどの配慮を行った。事業所ヒアリング調査については、本調査の趣旨に関して承諾が得られた事業所のみ調査を行い、事業所名、サービス利用者名などを特定できないように匿名化するなどの配慮を行った。

4. 研究結果

(1) 移動支援の地域格差

市区町村悉皆調査の結果から、移動支援事業の人口1万人あたりの利用実人数の上位20市区を都道府県ごとにまとめると、大阪府内が14市あった。しかし、同じ地域生活支援事業の日中一時支援や他のサービスにおいて、1つの都道府県に集中する傾向はみられなかった。この結果から、移動支援事業の1つの特徴として、ある特定の都道府県に多くの利用者があることがあげられる。

(2) 他サービスの代替補完としての移動支援

市区町村悉皆調査より、他サービスと移動支援の1万人あたりの利用実人数の平均値について4類型を作成し、それぞれのサービスの利用実人数の比較を試みた。その結果、障害児に限定した場合、移動支援事業の利用実人数が多い市区は、日中一時支援や児童デイサービスの利用実人数が少ない傾向にある。これとは逆に、移動支援事業の利用実人数が少ない市区は、日中一時支援や児童デイサービスの利用実人数が多い傾向にあり、移動支援事業が日中一時支援や児童デイサービスの代替サービスとしての役割を担っている可能性がうかがえた。

(3) 移動支援と介護保険サービスの関係

移動支援事業所へのアンケート調査の結果、65歳以上で移動支援を利用している人は、13.6%であった。詳細を把握するため、事業所ヒアリング調査を行なった。介護保険受給者が移動支援事業を利用している人は3市の4事業所で確認され、移動支援を利用している理由としては、介護保険サービスで使えない部分の補填として利用しているということであった。具体的には、病院内での介護が必要な場合や退院後すぐの場合、施設間移動、ショートステイ利用時、社会参加の利用など、介護保険サービスでは利用しにくい部分の補填として利用されている実態がうかがえた。

(4) 移動支援事業所の課題

移動支援事業所の課題としては、先行研究と同様、事業所ヒアリング調査でも従事者不足を確認することができた。今回の調査では、この他に、福祉有償運送に関する問題を多く聞くことができた。鉄道やバスなどの公共交通機関が整備されていない地域では、移動支援の方法として、福祉有償運送が前提となり、介護行為と一体的に行う場合、福祉有償運送の登録が必要となる。しかし、福祉有償運送79条の関係で、運転時間は移動支援のサービス提供時間に算定することはできないとされている。また、この他に、福祉有償運送の研修を受けた者など、運転者の要件が定められており、従事者不足に拍車をかけているのが現状であった。

なお、本研究は平成22年度障害者総合福祉推進事業「知的障害者・精神障害者が利用する移動支援における課題と重度の知的障害者・精神障害者が在宅生活を快適に暮らす為に必要なサービスについての調査・研究」の交付を受けて行われた研究成果の1部である。